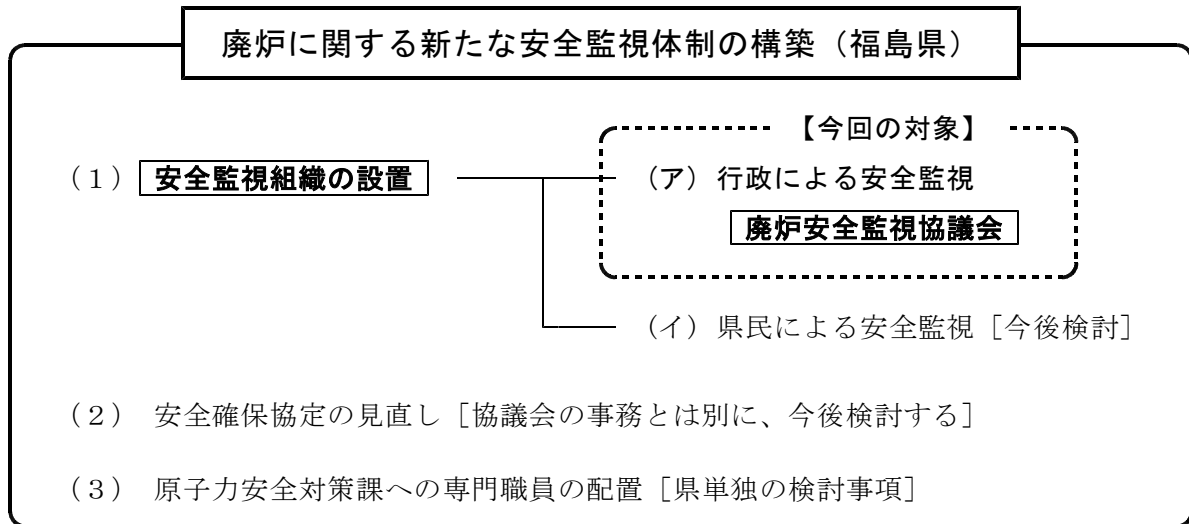


廃炉に関する新たな安全監視組織の設置について（案）

平成24年12月 3日

福島県原子力安全対策課



廃炉安全監視協議会

1 廃炉安全監視協議会の概要

- 中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家と県及び関係13市町村※で構成する「**廃炉安全監視協議会**」を設置する。

※ 関係13市町村 = いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- 協議会における協議事項

- ① 福島第一1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組
- ② 特定原子力施設の実施計画に基づく取組
- ③ 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組
- ④ 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること

- 協議会が行う国及び東京電力の取組の確認のための調査は、①会議における質疑、②文書による照会（注）、③現地調査（注）により行う。

（注）設置要綱には規定は設けないが、協議会における議論を踏まえ、県の発出文書として、照会や依頼等を行う。

2 協議会の組織

- 協議会の会長は、福島県生活環境部長を充てる。
- 専門の事項を協議するため、知事が選任する「**専門委員**」（15名以内）を置く。

- 「説明者」として、国及び東京電力㈱等の出席を求める。
 - 特定の事項の協議のため、「**部会**」を設けることができる。
 - ① 労働者安全衛生対策部会
 - ・ 廃炉作業従事者の被ばく管理、安全衛生、雇用等に関する事項など
 - ② 環境モニタリング評価部会
 - ・ 発電所周辺モニタリングに関する計画、結果の評価に関する事項など
- その他の部会が必要となった場合は、協議会において協議して設置（要綱改正）する。

3 協議会の位置付け

- **県が定める設置要綱**とする。

なお、立入調査等の権限を定める安全確保協定の見直し時に、あらためて協議会の位置付けについて検討する。
- 部会については、組織や運営等の必要事項を、別要綱に定める。

4 協議会の権限

- 県と関係市町村との情報共有を目的とする。

なお、立入調査等の権限を定める安全確保協定の見直し時に、あらためて協議会の権限について検討する。

5 協議会の構成員

(1) 協議会

- 専門家
- 県（生活環境部長、他）
- 関係13市町村（担当部・課長）

(2) 部会

- 県（県民安全担当次長又は原子力安全対策課長）
- 関係13市町村（担当部・課長）
- 部会に応じて、専門家や関係機関を加える。

(3) 説明者

- 経済産業省
- 原子力規制委員会
- 東京電力

6 協議会、部会の開催頻度

- 必要の都度、会議を招集する。
- ※ 協議会とは別に、中長期ロードマップ等の進捗状況の確認のため、県と関係13市町村担当者による会議を開催する。

以上

福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議設置要綱

(目的)

第一 原子力発電所における労働者の安全衛生対策を推進することを目的とし、これらに関する協議調整をするため「福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(業務)

第二 連絡会議は、第一の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 原子力発電所の安全衛生行政全般に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 原子力発電所労働者の被ばく管理などに関する情報交換及び連絡調整
- (3) その他連絡会議において必要と認める事項

(組織)

第三 連絡会議は別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(議長)

第四 連絡会議に議長を置くものとし、議長は、会議に関する事務を総理する。

2 議長は、福島県生活環境部次長(県民安全担当)の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第五 連絡会議は、年1回定期的に開催するものとし、その他必要に応じ議長が招集する。

2 議長は特に必要があると認めるときは、連絡会議に委員以外の関係機関の出席を求めることができるものとする。

(庶務)

第六 連絡会議の庶務は、福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第七 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年6月24日から実施する。

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年1月6日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成17年3月15日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年7月1日一部改正

平成24年9月19日一部改正

別 表

厚生労働省	福島労働局	労働基準部	監督課長
〃	〃	〃	健康安全課長
〃	〃	〃	労災補償課長
〃	富岡労働基準監督署長		
原子力規制委員会	原子力規制庁	福島地域原子力安全業務統括	
福島県	企画調整部	地域づくり総室	エネルギー課長
〃	生活環境部	次長（県民安全担当）	
〃	〃	県民安全総室	原子力安全対策課長
〃	保健福祉部	健康衛生総室	地域医療課長
〃	商工労働部	商工労働総室	雇用労政課長
〃	原子力センター所長		
双葉町	企画課長		
大熊町	企画調整課長		
富岡町	生活環境課長		
楡葉町	環境防災課長		